

公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団 支援事業選考委員会規則

(設置)

第1条 公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団定款（以下「定款」という。）第42条第1項の規定に基づき、公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じて定款第4条第1項に掲げる事業のうち第1号から第4号に係る事業について、奈良先端科学技術大学院大学から申請のあった事項を審査し、理事長に報告する。

(委員)

第3条 委員会は、学識経験者等で構成し、委員は理事会で選出し理事長が委嘱する。

- 2 委員の数は、3名以上12名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、満80歳を越えての再任は行わないものとする。
- 4 補欠又は増員により委嘱した委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期終了後であっても後任者が就任するまでは、その任務を継続する。
- 6 委員がその職を辞そうとするときは、理事長の承認を得なければならない。
- 7 委員は、直接の利害関係のある者の審査に加わることができない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、委員会の経過及び結果について理事長に報告する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(定足数及び議決方法)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員会の書面表決等)

第7条 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使する委員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面等による委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法で委員の意見を求めるることにより、委員会の議決に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(機密保持)

第10条 委員は、委員会の経過及び結果について、その機密を保持しなければならない。その職務を退いた後も同様とする。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

2 最初の委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、理事長が行う。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年6月9日から施行する。

